



山形県における ひとり親家庭支援策の取組み

令和元年11月27日（水）

山形県子育て推進部子ども家庭課

1

I ひとり親家庭の現状

2

1 ひとり親家庭の世帯数

平成27年国勢調査によると

- 山形県の母子世帯数(他の世帯員がいる世帯を含む)は 9,445世帯 (H22:9,468世帯)
- 山形県の父子世帯数(他の世帯員がいる世帯を含む)は 2,052世帯 (H22:2,399世帯)
- 山形県のひとり親世帯数(母子と父子の合計)は 11,497世帯 (H22:11,867世帯)
- 山形県の母子のみ世帯は 5,265世帯 (H22:5,034世帯)
- 山形県の父子のみ世帯は 547世帯 (H22:508世帯)

○山形県のひとり親世帯数は、H22と比べて全国と同様に減少傾向にある
 ○しかしながら、母子・父子のみの世帯は増加している

山形県と全国のひとり親世帯数の比較 ※山形県の()は全国に占める割合

(単位:世帯)

	母子世帯		父子世帯		ひとり親世帯 (母子+父子)		20歳未満の 世帯員が いる世帯 数 B	AがB に 占める 割合%
	他の世帯員 がいる世帯を 含む	母子 のみ	他の世帯員 がいる世帯 を含む	父子 のみ	他の世帯員 がいる世帯 を含む A	母子・父子 のみ		
山形県	9,445 (0.89%)	5,265 (0.70%)	2,052 (1.13%)	547 (0.65%)	11,497 (0.92%)	5,812 (0.69%)	108,085 (0.85%)	10.6
全国	1,062,702	754,724	181,506	84,003	1,244,208	838,727	12,789,131	9.7

出典:『平成27年国勢調査』(平成27年10月1日現在)

3

2 ひとり親家庭の状況

平成26年度山形県ひとり親家庭実態調査(平成26年10月1日現在) 結果より抜粋

(※全国の状況は「平成28年全国ひとり親世帯等調査」結果より抜粋)

●ひとり親になった理由

母子家庭は平成21年に比べ離婚が減っているが、依然として離婚が母子家庭・父子家庭とも8割を超え、大半を占める

H26	母子家庭	父子家庭
離婚	88.5%	86.1%
死別	3.6%	13.0%

(※参考 H21の状況)

	母子家庭	父子家庭
離婚	90.2%	83.5%
死別	3.8%	15.0%

●養育費の受給状況

平成21年に比べ、養育費の取り決めをしている者、現在も受給している者は、母子・父子家庭とも増加している

		母子家庭	父子家庭
取り 決め 状況	取り決めをしている	51.3%	28.8%
	取り決めをしていない	46.7%	66.8%
受給 状況	現在も受けている	32.4%	8.2%
	これまで受けたことがない	51.4%	86.3%

(※参考 H21の状況)

- 養育費の取り決めをしている
 母子家庭 46.2% 父子家庭 25.7%
- 養育費を現在も受けている
 母子家庭 28.1% 父子家庭 8.3%

4

3 ひとり親家庭の就業・収入の状況

●就業状況

母子家庭、父子家庭ともに9割以上が就業している。母子家庭では、臨時・パートが減少し、常用雇用者の割合が増加している

	H26		H21	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
常用雇用者	52.2%	72.9%	51.2%	73.9%
臨時・パート	34.6%	6.9%	38.8%	8.4%
事業主	3.7%	9.2%	3.7%	9.4%

(※参考 全国(H28)の状況)

- 正規の職員・従業員

母子家庭	父子家庭
44.2%	68.2%
- パート・アルバイト等

母子家庭	父子家庭
43.8%	6.4%

●就業しているひとり親の地位別年間就労収入

母子家庭は、常用雇用の割合が増加しているものの、年収200万円未満のひとり親の割合は依然として約6割を占め、収入が低い水準にある

金額	H26						H21					
	母子家庭			父子家庭			母子家庭			父子家庭		
	常用雇用者	臨時・パート	総数	常用雇用者	臨時・パート	総数	常用雇用者	臨時・パート	総数	常用雇用者	臨時・パート	総数
100万円未満	3.7%	27.1%	12.8%	0.7%	14.3%	1.9%	5.3%	27.4%	14.8%	1.9%	36.4%	5.2%
100万～200万円未満	39.7%	57.1%	46.5%	11.5%	42.9%	14.2%	43.9%	58.8%	50.3%	13.0%	54.5%	17.0%
200万～300万円未満	32.8%	10.7%	24.2%	39.9%	42.9%	40.1%	33.9%	12.3%	24.6%	35.7%	9.1%	33.2%
300万円以上	23.9%	5.0%	16.5%	48.0%	0%	43.9%	16.9%	1.5%	10.3%	49.4%	0%	44.6%

5

●世帯の年間総収入

母子家庭は、200万円未満までの割合が約4割、300万円未満までの割合が6割を超え、特に母子家庭で収入が低い水準にある

	H26		H21	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
100万円未満	6.2%	4.4%	6.5%	3.1%
100万～200万円未満	32.2%	10.8%	34.8%	9.5%
200万～300万円未満	27.5%	26.6%	29.0%	22.5%
300万円以上	34.1%	58.2%	29.7%	64.9%

(※参考 全国(H28)の状況)

	母子家庭	父子家庭
100万円未満	6.2%	2.4%
100万円～200万円未満	17.4%	7.3%
200万円～300万円未満	26.2%	8.9%
300万円以上	50.2%	81.5%

●現在の暮らしの状況

「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を合わせた「苦しい」割合は、母子家庭、父子家庭ともに8割を超え、暮らしぶりを厳しいと感じている

	母子家庭	父子家庭
苦しい(大変苦しい・苦しい・やや苦しい 計)	81.9%	80.3%
ふつう	14.8%	15.1%
ゆとりがある(ゆとりがある・ややゆとりがある 計)	1.3%	0.8%

6

4 ひとり親家庭の生活・子育ての状況

●現在困っていること

※ 複数回答のうちの上位3位

母子家庭、父子家庭ともに、1位 生活費、2位 子育て、3位 仕事

	母子家庭	父子家庭
1位	生活費 (23.4%)	生活費 (20.8%)
2位	子育て (16.0%)	子育て (14.1%)
3位	仕事 (11.2%)	仕事 (11.5%)

(※参考 全国H28の状況)

ひとり親世帯の悩み等

(「子どもについての悩み」を除き
ひとり親本人が困っていること)

	母子家庭	父子家庭
1位	家計	家計
2位	仕事	家事
3位	自分の健康	仕事

●子育てで困っていることの内訳

※ 複数回答のうちの上位3位

母子家庭、父子家庭ともに、1位 進学、2位 教育、3位 しつけ

	母子家庭	父子家庭
1位	進学 (27.1%)	進学 (23.4%)
2位	教育 (19.7%)	教育 (16.4%)
3位	しつけ (14.3%)	しつけ (13.5%)

(※参考 全国H28の状況)

ひとり親世帯の悩み等

(「子どもについての悩み」)

	母子家庭	父子家庭
1位	教育・進学	教育・進学
2位	しつけ	しつけ

7

5 ひとり親家庭が望む支援

●ひとり親家庭への支援として望むこと

※ 複数回答のうちの上位3位

母子家庭、父子家庭ともに、児童扶養手当や医療費助成の充実を望む声が多い

	母子家庭		父子家庭	
1位	児童扶養手当の増額	27.7%	児童扶養手当の増額	28.3%
2位	子どもの学習支援の充実	15.7%	ひとり親家庭の医療費助成の所得制限の緩和	18.3%
3位	ひとり親家庭の医療費助成の所得制限の緩和	10.5%	子どもの学習支援の充実	11.3%

8

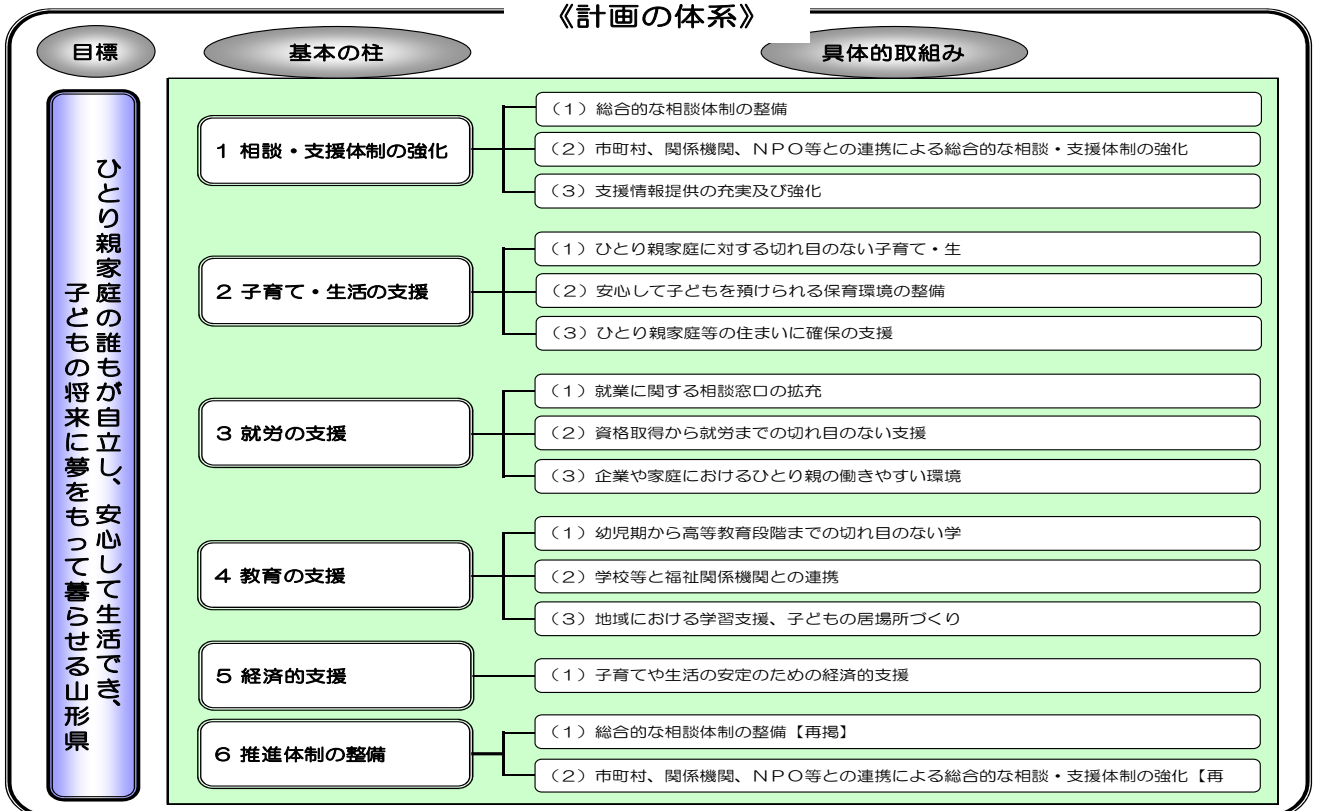
II ひとり親家庭の支援施策

1 支援体系

第三次山形県ひとり親家庭自立促進計画（山形県ひとり親家庭応援プラン）(H28.3策定)

- 〇策定の趣旨 ひとり親家庭の生活の安定による自立促進に向けた支援のさらなる充実を図る
- 〇計画の期間 5年間（平成28年度～令和2年度）

《計画の体系》



2 相談・支援体制の強化

① 山形県ひとり親家庭応援センター (平成28年6月開設) 県母子寡婦福祉連合会に委託

【概要】

- ひとり親家庭からの相談や支援要請に対するワンストップの対応窓口
- 県や市町村、ハローワークなど関係する行政機関や支援機関との連携拠点
- 所在地：山形市内
- 開所：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

【体制】

ひとり親家庭相談員2名

【主な業務】

- 相談業務：ひとり親家庭の子育て・生活、就労、経済等様々な相談に対応
来所・電話相談のほか、出張相談会、弁護士相談の実施

② 母子・父子自立支援員による相談・支援

ひとり親家庭応援センターと連携しながら、相談業務等を実施

※県内の配置状況（令和元年度）

○県：8名（県の出先機関の総合支庁4箇所各2名） ○市：14名（12市に各1名 山形市のみ2名）

③ 母子家庭等就業・自立支援センター 県母子寡婦福祉連合会に委託

【概要】

- 母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。
- ひとり親家庭応援センターに併設

【体制】

主任就業支援相談員1名

11

相談実績(H28～H30)

① 山形県ひとり親家庭応援センター

年度	H30	H29	H28
相談件数	1,344件	1,605件	1,062件

- 【相談内容】
- ①生活一般（就労、養育費、医療、住宅等）
 - ②児童（養育、非行、就職等）
 - ③経済的支援（資金貸付、家庭支援員派遣等）

【具体的な内容】

- ・就職に有利な資格取得や就労に関する相談
- ・生活困窮による資金繰りや貸付けに関する相談
- ・公営住宅への入居に関する相談
- ・学習支援に関する相談
- ・多重債務や連帯債務に関する相談
- ・養育費の支払いや面会交流に関する相談

○相談が複雑化、多様化している中で、ワンストップ窓口である当センターの役割はより重要性を増している

○市町村における困難ケースへの指導・助言など、市町村と連携した支援が必要

③ 母子家庭等就業・自立支援センター

年度	H30	H29	H28
相談件数	526件	587件	675件

12

3 就労の支援

◇ 資格取得への支援

ひとり親家庭の親が安定し自立した生活を送るため、就職に有利な資格取得を、修学から就職までパッケージで支援

① 高等職業訓練促進給付金等

【支給内容】

- 高等職業訓練促進給付金（修業する全期間（上限4年）支給）
 - ・支給額は右表のとおり
- 高等職業訓練修了支援給付金（修了後に支給）
 - ・支給額は右表のとおり

【実施主体（負担割合）】 県、市（国：3/4、県：1/4）

② ひとり親家庭生活応援給付金※県単独事業(H28年度創設)

【概要】

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している者に対し、市町村が生活費の上乗せ支給を実施する場合に助成

【支給内容】 月額5万円

【実施主体（負担割合）】 市町村（県1/2、市町村1/2）

通学応援給付金 月額(上限)20,000円
住まい応援給付金 月額20,000円
生活応援給付金 月額50,000円
高等職業訓練促進給付金 住民税非課税世帯 月額100,000円 (修業最終年は月額140,000円) 住民税課税世帯 月額70,500円 (修業最終年は月額110,500円)
児童扶養手当 月額42,910円(所得額・児童の数により変動)

※加えて、入学時50万円、修了時20万円貸付制度がある
(返還免除あり)

13

③ ひとり親家庭住まい応援給付金 ※県単独事業(H28年度創設)

【概要】

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて養成機関で修業している者で、民営借家で生活しているものに対し、市町村が賃貸料の補助を行う場合に助成

【支給内容】 月額2万円

【実施主体（負担割合）】 市町村（県1/2、市町村1/2）

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【貸付額】

- ・養成機関への入学時に、入学準備金50万円を貸付
- ・養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に就職準備金20万円を貸付

【実施主体】 山形県社会福祉協議会

14

各給付金等受給者推移(H27~H30)

	H27	H28	H29	H30	計	H30内訳	
						市	町村
①高等職業訓練促進給付金	20	30	40	42	112	38	4
②生活応援給付金		26	37	39	102	36	3
③住まい応援給付金		3	7	11	21	9	2
④高等職業訓練促進資金貸付		4	13	13	30		
修了者(全員県内就職)		9	11	22	42		
取得資格	看護師	4	5	10	19		
	准看護師	4	5	8	17		
	保育士		1	2	3		
	介護福祉士			2	2		
	美容師	1			1		

○入学から就職までパッケージで支援することで、給付金受給者・資格取得者数は伸びているが、養成学校までの通学の負担感の解消等による町村部の利用促進が課題

15

自立支援教育訓練給付金事業

就労に向けた教育訓練講座等を受講した場合の受講費への助成

	30年度	29年度	28年度
県(町村)分	4件	1件	1件
市分	20件	4件	1件

母子家庭等就業・自立支援センター事業

○就業支援事業

就業相談・助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施

○就業支援講習会等事業

就業準備等に関するセミナーや技能習得のための就業支援講習会の開催

○就業情報提供事業

求人情報の提供

年度	H30	H29	H28
相談件数	526件	587件	675件
就業実績	51名	48名	53名
就業支援講習会	パソコン講習会2回 就業支援セミナー2回	パソコン講習会2回 就業支援セミナー2回	パソコン講習会2回 就業支援セミナー2回
就業情報提供件数	271件	273件	341件

16

4 子育て・生活の支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業 県母子寡婦福祉連合会に委託

【目的・概要】 ※根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法

- ・ひとり親家庭の親が病気・ケガや急な残業など、一時的に保育サービスや生活援助が必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣し、子育てや生活の支援を行う

【実績】

H30年度実績	派遣世帯数	派遣延べ回数	派遣延べ時間
子育て支援	61世帯	553回	3,049時間
生活援助	29世帯	262回	1,187時間
計	90世帯	815回	4,236時間

※実績（平成30年度）
・派遣希望登録世帯数
541世帯
・家庭生活支援員登録数
249名

【派遣手当】 1時間あたり（主なもの）

	日中(9:00~18:00)	深夜・早朝
子育て支援	740円	920円
生活援助	1,530円	1,910円

○山形県は、全国的にみても本事業が活発に利用されている状況

○町村部においては、家庭生活支援員の派遣手当が低額であり、また派遣回数も少ないことから、支援員のなり手がいない又は少ないこともあり、派遣要請に応えられないケースがあるなど、地域によって受けられる支援に差が生じている

17

5 教育の支援

① 子どもの生活・学習支援事業

（平成28年度創設）

【概要】

- ひとり親家庭の子どもを対象とした学習会を定期的を開催し、勉強を教えたり、進学相談に応じるなど学習支援事業を実施
- 市町村が実施する事業と、県が委託して「食事の提供」を組み合わせるモデル事業を実施（県モデル事業はH30年度で終了）

【H30実績】

- 市町村事業：5市町
- 県モデル事業：4箇所

※令和元年度は、市町村事業として9市町で学習支援事業を実施（うち4市は県モデル事業を継承）

○生活困窮者自立支援制度(福祉)、地域未来塾事業(教育)と連携した取組みも実施されている

18

6 経済的支援

① 児童扶養手当制度

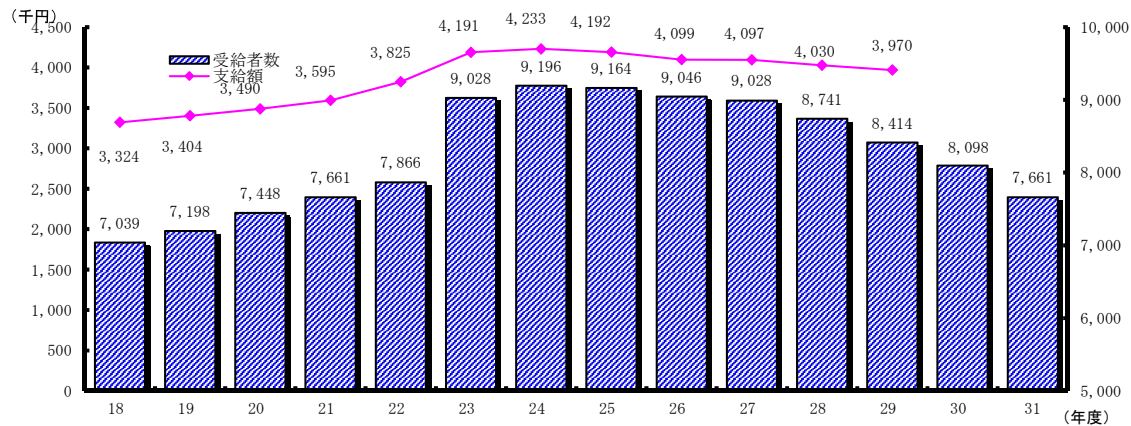
支給状況：受給者・支給額ともに年々減少している

県内の受給者数(各年4月末現在)

※単位：人

年度	母子家庭	父子家庭	その他	合計
27年度	8,092	874	26	8,992
28年度	7,880	836	25	8,741
29年度	7,635	755	24	8,414
30年度	7,366	709	23	8,098
元年度	7,021	620	20	7,661

《参考》県内の受給者数及び支給額の推移(受給者数は各年4月末現在、支給額は年度の総支給額)



19

② 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

貸付状況：貸付件数・金額ともに年々減少している

①資金種類別貸付件数・金額(平成29年度)

※単位：件(件数)、千円(金額)

種類	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修学	71	36,681	3	1,848	1	100	75	38,629
技能習得	3	867					3	867
修業	2	610					2	610
転宅	1	123					1	123
就学支度	13	6,171					13	6,171

②年度別貸付件数・金額の推移

※単位：件(件数)、千円(金額)

年度	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
25年度	244	109,147			4	2,516	248	111,663
26年度	204	92,348	1	210	5	2,748	210	95,306
27年度	187	80,170	8	2,778	3	2,148	198	85,096
28年度	117	55,267	5	2,832			122	58,099
29年度	90	44,452	3	1,848	1	100	94	46,400

20

③ ひとり親家庭等医療給付事業

※県単独事業（昭和56年度創設）

【目的・概要】

- ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、ひとり親家庭等の保険診療に係る自己負担額について市町村が助成する事業に要する経費の2分の1を補助するもの。

【対象者】

下記の者のうち、所得税非課税世帯が対象

- ・ひとり親家庭の18歳以下の児童とその母又は父
- ・両親のいない18歳以下の児童
- ・配偶者がDV保護命令を受けた者とその18歳以下の児童

《参考》県内の給付実績

区分 \ 年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
対象者数（人）	18,293	18,373	17,209	16,376	15,919	14,807	14,395
県補助額（千円）	297,992	296,261	296,988	280,233	281,482	257,448	261,051

○平成26年度から対象者をDV保護命令を受けた親子にも拡大したほか、今年度からは、みなし寡婦控除を適用するなど、制度の充実を図っている

21

7 今後の課題

○ワンストップ相談窓口においては、相談内容の複雑化・重篤化しており、相談員だけでは対処に困難なケースもあることから、弁護士相談の実施が有効となっている

このため、相談窓口の強化事業の拡充(増額)が必要であるとともに、相談員のさらなる資質向上のための研修の充実が必要

○養育費の確保の支援については、実効性の高い支援策を講じていく必要があるが、専門性の高い知識が必要であり、弁護士相談の充実による相談体制の強化など、新たな支援の仕組みの構築が必要

22

III ひとり親家庭支援における評価、課題 及び今後の方向性に対する意見

■ 基本方針に定める施策の実施状況に対する評価

- ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトで示された「就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実」を踏まえ、国において様々な施策が準備され、都道府県等（都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村）において、上記施策を活用しながら地域の実情に応じた各種施策が展開されており、一定の実績と成果が上がっているものとする

■ 基本方針に定める施策の実施に係る課題

- 都道府県等においては、予算や職員体制の制約等もあることから、国の支援メニューを選択と集中により施策を展開する必要がある
- 国の支援メニューによっては、都道府県等の負担割合や事業内容の要件などにより、都道府県等の実情に応じた事業展開が実施できない場合もあることから、都道府県等の意見を踏まえ、より柔軟に対応できる支援メニューとする必要がある

■ 今後の方向性

- 引き続き、「就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実」を基本方針とする
- 国においては、都道府県等が地域の実情に応じて施策を選択できるよう、支援メニューを充実するとともに、都道府県等の意見を聴取し、より柔軟な施策展開が図られるよう努める
- 都道府県等においては、地域の実情を踏まえ、国の施策として示される各種支援メニューを活用し、必要に応じて独自の支援策を盛り込みながら、選択と集中による施策を展開する

